



建物の塗替え等をご検討中の皆様へ

宝塚市は、市全域を景観計画区域に指定しており、地域ごとに
 外壁や屋根の色彩基準を定めています。^(※1)

大規模修繕や外壁塗替えにより
 建物の色彩を変更される場合は、
 各地域ごとに決められた基準を
 遵守してください。

また、対象の規模及び要件に
 該当する場合は、届出書の提出や
 審議会との協議が必要です。^(※2)

例) 山麓部市街地地域における景観形成基準

色相	屋根		外壁	
	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)
N	8			
R	6	4	3 ~ 8.5	4 (※1)
YR		6		4 (※1)
Y		4		4
その他		2		2

(※1) 第1種低層住居専用地域以外の地域は6まで緩和する。

手続きに期間を要することがありますので、お早めにご確認ください。

(※1) 景観計画区域内における各地域の基準について

宝塚市HP「景観計画区域について」(ページ番号: 1001354)

(URL) <https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/anzen/keikan/1001354.html>

* 該当する地域については、【参考】景観計画区域における細区分(PDF)よりお調べいただけます。



(※2) 届出や審議会の要否について

宝塚市HP「景観に関する届出の手続きについて」(ページ番号: 1044258)

(URL) <https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/anzen/keikan/1044258.html>



【お問い合わせ】

宝塚市役所 都市計画課 (景観担当)

TEL: 0797-77-2088

Mail: m-takarazuka0073@city.takarazuka.lg.jp